



市章

彦根市公報

令和7年(2025年)1月15日
第1932号
水曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

- 条例
 - 44 彦根市医療費の助成に関する条例および彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例..... 1
 - 45 彦根市公園条例の一部を改正する条例 2
 - 46 彦根市屋外広告物条例の一部を改正する条例 4
 - 47 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例 6
 - 48 彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例..... 7
- 規則
 - 62 彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則 20
 - 63 彦根市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 21
 - 64 彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則 21
 - 65 彦根市公共下水道使用料条例施行規則の一部を改正する規則 21
- 訓令
 - 11 彦根市事務処理規程の一部を改正する訓令 22
 - 12 彦根市職員任用規程の一部を改正する訓令 24
- 告示
 - 230 自転車等の移動および保管..... 24
 - 231 自転車等の移動および保管..... 25
 - 232 予算の要領の公表..... 26
 - 233 彦根市公共下水道使用料の汚水排水量認定に関する取扱要綱 26
 - 1 指定居宅介護支援事業者の指定..... 30
 - 2 屋外広告物等の保管..... 30
 - 3 指定管理者の指定..... 31
- 公告
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 31
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 32
- 選挙管理委員会告示
 - 63 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙において当選人となった者の住所および氏名..... 32
- 監査公表
 - 4 財政援助団体および公の施設の指定管理団体の監査結果 32
- 農業委員会告示
 - 13 彦根市農業委員会定期総会の招集 34
- 消防本部訓令
 - 1 彦根市火災調査規程の一部を改正する訓令 35

条例

彦根市医療費の助成に関する条例および彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 17 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 44 号

彦根市医療費の助成に関する条例および彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市医療費の助成に関する条例(平成 15 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者または保護者が受給券の提示に代えて電子資格確認(医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。以下同じ。)の方法を用いる場合で、保険医療機関等が助成対象者の資格に係る情報を取得し、および閲覧することができるときは、この限りでない。

第 16 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者または保護者が助成券の提示に代えて電子資格確認の方法を用いる場合で、保険医療機関等が助成対象者の資格に係る情報を取得し、および閲覧することができるときは、この限りでない。

第 23 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者または保護者が受給券等の提示に代えて電子資格確認の方法を用いる場合で、保険医療機関等が助成対象者の資格に係る情報を取得し、および閲覧することができるときは、この限りでない。

(彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例(平成 24 年彦根市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者の保護者が受給券の提示に代えて電子資格確認(医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。)の方法を用いる場合で、保険医療機関等が助成対象者の資格に係る情報を取得し、および閲覧することができるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

彦根市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 17 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 45 号

彦根市公園条例の一部を改正する条例

彦根市公園条例(昭和 54 年彦根市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、駐車場の利用に係る当該許可を受けようとするときは、当該申請書の提出を要しない。

第 10 条第 2 項中「使用料」の次に「(駐車場の使用料を除く。)」を加え、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 駐車場の使用料は、自動車を駐車場から出場させるときに納付しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

第 21 条第 1 項中「利用料金」の次に「(駐車場の利用料金を除く。)」を加え、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 駐車場の利用料金は、自動車を駐車場から出場させるときに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

別表第 2 テニスコート(1 面につき)の項を次のように改める。

テニスコート(1 面につき)	1 時間当たり	6 時から 21 時 30 分 まで	600 円	入場料総収入額の 10 パーセント	夜間照明の使用料は、
----------------	---------	--------------------	-------	-------------------	------------

				に相当する額。ただし、10パーセントに相当する額が10,000円に満たないときは、10,000円とする。	電力量料金の範囲内において、別に定める。
--	--	--	--	--	----------------------

別表第2に次のように加える。

駐車場(大型自動車、中型自動車および準中型自動車に限る。)	1日につき	混雑期以外の期間		2,000円	
		混雑期		6,000円	
駐車場(普通自動車(市の区域内の居住者ならびに有料の公園施設および彦根市立図書館の利用者(以下この表において「市内居住者等」という。)が使用する場合に限る。))に限る。)	24時を超えない利用の場合	1時間以内		無料	
		1時間を超え3時間以内		100円	
		3時間を超え6時間以内		100円に3時間を超える1時間当たり100円を加算した額	1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。
		6時間を超え24時間以内		500円	
	24時を超える継続利用の場合	4時間以内		1時間当たり100円	1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。
		4時間を超え24時間以内		500円	
駐車場(普通自動車(市内居住者等以外のものが使用する場合に限る。))に限る。)	24時を超えない利用の場合	30分以内		無料	
		30分を超え3時間30分以内	混雑期以外の期間	30分を超える1時間につき300円を加算した額	1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。
			混雑期	30分を超える1時間につき900円を加算した額	
	3時間30分を超え24時間以内	混雑期以外の期間	1,200円		
		混雑期	3,600円		
	24時を超える継続利用の場合	3時間以内	混雑期以外の期間	1時間当たり300円	1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。
			混雑期	1時間当たり900円	
		3時間を超え24時間以内	混雑期以外の期間	1,200円	
混雑期			3,600円		

別表第 2 備考中第 5 項を第 11 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同項の次に次の 4 項を加える。

- 7 駐車場の利用時間は、0 時から 24 時までとする。
- 8 駐車場の入出場の取扱い時間については、別に定める。
- 9 駐車場の 24 時を超えての継続利用については、24 時に達した時点で出場および入場があったものとみなして、24 時を超える継続利用の場合の使用料を加算する。
- 10 公園施設の冷暖房その他の設備の使用料は、別に定める。

別表第 2 備考中第 3 項を第 5 項とし、同表備考第 2 項中「場合の使用料」の次に「(駐車場の使用料を除く。)」を加え、同項を同表備考第 4 項とし、同表備考第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 この表において、「大型自動車」、「中型自動車」、「準中型自動車」および「普通自動車」とは、それぞれ道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 3 条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車および普通自動車をいう。
- 3 この表において、「混雑期」とは、金亀公園駐車場の混雑が予想される期間として市長が定める期間をいう。

別表第 3 テニスコート(1 面につき)の項を次のように改める。

テニスコート(1 面につき)	1 時間当たり	6 時から 19 時 30 分 まで	600 円	入場料総収入額の 10 パーセントに相当する額。ただし、10 パーセントに相当する額が 10,000 円に満たないときは、10,000 円とする。
----------------	---------	--------------------	-------	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の彦根市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の第 8 条第 1 項ただし書、第 10 条第 2 項および第 3 項、第 21 条第 1 項および第 2 項ならびに別表第 2 に規定する駐車場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においてもこの条例の規定の例により行うことができる。

彦根市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 17 日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第 46 号

彦根市屋外広告物条例の一部を改正する条例

彦根市屋外広告物条例(平成 27 年彦根市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 条・第 2 条」を「第 1 条―第 2 条」に改める。

第 1 条の次に次の 3 条を加える。

(市の責務)

- 第 1 条の 2 市は、この条例の目的を達成するため、広告物の表示または掲出物件の設置およびこれらの管理(以下この条および次条において「広告物の表示等」という。)に関する施策を推進する責務を有する。

- 2 市は、広告主(広告物または掲出物件を表示し、または設置することを決定し、自らまたは法第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業を営む者その他の者(以下この条および次条において「屋外広告業者等」という。))に委託する等の方法により、当該広告物または掲出物件を表示し、

または設置する者をいう。次条において同じ。)、屋外広告業者等および市民に対し、広告物の表示等に関する施策について理解を得るための知識の普及および啓発に努めるものとする。

- 3 市は、広告物の表示等に関する施策の円滑な実施を図るため、関係行政機関および関係団体との適切な連携を図るものとする。

(広告主等の責務)

第1条の3 広告主は、広告物の表示等を適正に行うとともに、広告物の表示等を委託する場合は、当該委託に係る屋外広告業者等により、当該広告物の表示等が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 屋外広告業者等は、広告主と連携し、法およびこの条例を遵守するとともに、当該委託に係る広告物の表示等を適正に行わなければならない。

- 3 広告主、屋外広告業者等および広告物もしくは掲出物件が表示され、もしくは設置される土地または工作物等の所有者、占有者その他当該土地または工作物等について権原を有する者は、市がこの条例の目的を達成するために前条第1項の規定により推進する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第1条の4 市民は、市がこの条例の目的を達成するために第1条の2第1項の規定により推進する施策に協力するよう努めなければならない。

第4条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第5条第3項第1号中「琵琶湖・内湖景観形成地域」の次に「および佐和山風致景観形成地域」を加え、同項第2号中「第2種低層住居専用地域」の次に「、田園住居地域」を加え、同条第4項中「城下町景観形成地域」の次に「および旧松原内湖景観形成地域」を加える。

第7条第1項第5号中「および第10号」を削り、同項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第9条第1項第1号中「第20条第2項」を「第18条第4項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 管理者は、県内または規則で定める府県に住所または事務所もしくは事業所を有する者でなければならない。

第17条の次に次の2条を加える。

(勧告)

第17条の2 市長は、この条例またはこの条例に基づく規則に違反した広告物または掲出物件(以下「違反広告物等」という。)を表示し、もしくは設置し、または管理する者に対し、当該違反広告物等の表示もしくは設置の停止を勧告し、または5日以上の間を定め、当該違反広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(違反広告物等である旨の表示等)

第17条の3 市長は、前条の規定による勧告(以下この条および次条において「勧告」という。)を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、規則で定めるところにより、当該違反広告物等にこの条例に違反する旨を表示することができる。

- 2 市長は、勧告をしようとする場合において違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者を過失がなく確知することができないときは、規則で定めるところにより、当該違反広告物等にこの条例に違反する旨を表示することができる。

- 3 市長は、第1項の規定による表示をしようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第18条の見出しを「(措置命令等)」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「当該広告物」を「当該違反広告物等」に、「当該掲出物件を設置する者またはこれらの管理者」を「設置し、または管理する者」に改め、「できないとき」の次に「(勧告をすべき者を過失がなく確知することができないため第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)」を加え、「自ら行い、または」を削り、「もしくは委任した者」を「または委任した者」に改め、同項ただし書中「期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨およびその期

限までに除却しないときは、自らまたはその命じた者もしくは」を「期間を定めて、当該掲出物件を設置し、または管理する者は、その期間内に市長に申し出るべき旨およびその期間内にその申出がないときは、市長の命じた者または」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「この条例またはこの条例に基づく規則に違反した広告物または掲出物件があるときは、当該広告物を表示し、もしくは当該掲出物件を設置する者またはこれらの管理者」を「前項に規定する場合のほか、公衆に対する危害を防止するために特に必要があると認めるときは、違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者」に改め、「これらの表示もしくは設置の停止を命じ、または」を削り、「期限」を「期間」に、「これらの改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または」を「当該違反広告物等の除却その他」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

第 18 条に次の 1 項を加える。

- 4 市長は、第 1 項または第 2 項の命令をした場合において、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、命令を受けた者の住所および氏名ならびに命令に係る広告物が表示され、または命令に係る掲出物件が設置されている場所その他必要と認める事項を公表することができる。

第 19 条第 1 号中「前条第 1 項」の次に「または第 2 項」を加える。

第 20 条を次のように改める。

第 20 条 削除

第 30 条第 1 項中「第 18 条第 1 項」の次に「または第 2 項」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後、改正後の彦根市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第 8 条の規定の適用を受けて適法に表示されることとなる広告物または設置されることとなる掲出物件であって新条例第 11 条第 1 項の基準に適合していないものに係る施行日以後最初に行う新条例第 14 条第 2 項の規定による申請および許可については、新条例第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、当該広告物または掲出物件については、継続して改正前の彦根市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)の規定を適用することができるものとする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 14 条第 2 項の規定による許可期間の満了の日までに、別に定めるところにより前項の規定の適用を受けている広告物または掲出物件を新条例第 11 条第 1 項の基準に適合させる改修、移転、除却その他の措置をとることを記載した計画書の提出があり、市長が相当と認めるときは、新条例第 14 条第 2 項の規定は、施行日から起算して 10 年を経過するまでの間、適用しない。ただし、当該許可を受けて表示している広告物または設置している掲出物件の改装または改造をしようとするとき(同条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。)は、この限りでない。
- 4 新条例第 9 条第 2 項(新条例第 14 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定は、令和 10 年 4 月 1 日以後にされる新条例第 6 条または第 14 条第 1 項もしくは第 2 項の許可の申請に係る新条例第 1 条に規定する屋外広告物または同条に規定する掲出物件の管理を行うものについて適用する。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和32年彦根市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「、「100分の167.5」を「「100分の167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の172.5」に改める。

第2条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の122.5」を「100分の125」に、「「100分の167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の172.5」を「、「100分の170」に改める。

(彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(平成28年彦根市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「、「100分の167.5」を「「100分の167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の172.5」に改める。

第4条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」を「100分の125」に、「「100分の167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の172.5」を「、「100分の170」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)および第3条の規定による改正後の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- 3 改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例または第3条の規定による改正前の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第48号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「51,100円」を「51,600円」に改める。

第22条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、「6月に支給する場合には」を、「100分の122.5」の次に「、「12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「期末手当基礎額に」の次に「、「6月に支給する場合には」を、「100分の68.75」の次に「、「12月に支給する場合には100分の71.25」を加える。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、「6月に支給する場合には」を、「100分の102.5」の次に「、「12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、「6月に支給する場合には」を、「100分の48.75」の次に「、「12月に支給する場合には100分の51.25」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	

35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	

74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				

	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額						
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第3および別表第4を次のように改める。

別表第3(第3条関係)

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	346,700	429,000
13	226,600	246,300	348,700	430,300	
14	228,700	247,800	350,200	431,700	
15	230,800	249,200	351,700	433,100	
16	232,900	250,600	353,200	434,500	

17	235,000	252,000	354,600	435,700
18	236,800	253,200	356,000	437,000
19	238,500	254,400	357,400	438,200
20	240,200	255,600	358,800	439,500
21	241,900	257,000	360,200	440,600
22	243,200	258,200	361,500	441,700
23	244,500	259,500	362,800	442,900
24	245,800	260,800	364,100	444,100
25	247,000	262,100	365,300	445,400
26	248,100	264,000	366,600	446,600
27	249,200	265,800	367,800	447,600
28	250,300	267,600	369,000	448,700
29	251,500	269,300	370,200	449,900
30	252,800	271,500	371,400	450,700
31	254,000	273,700	372,600	451,500
32	255,200	275,900	373,700	452,400
33	256,300	278,100	374,800	453,300
34	257,500	280,300	376,000	453,800
35	258,700	282,500	377,200	454,300
36	259,900	284,600	378,300	454,800
37	261,100	286,600	379,400	455,300
38	262,300	288,500	380,600	
39	263,500	290,400	381,800	
40	264,700	292,200	382,900	
41	265,900	294,000	384,000	
42	267,000	295,900	385,200	
43	268,100	297,700	386,400	
44	269,200	299,400	387,500	
45	270,200	301,100	388,600	
46	271,000	302,900	389,800	
47	271,800	304,600	391,000	
48	272,600	306,200	392,200	
49	273,300	307,800	393,400	
50	274,100	309,500	394,700	
51	274,800	311,300	395,900	
52	275,500	313,000	397,100	
53	276,300	314,300	398,300	
54	277,100	316,200	399,600	
55	277,900	318,000	400,600	

56	278,600	319,700	401,700
57	279,300	321,400	402,900
58	280,100	323,300	404,100
59	280,900	325,000	405,300
60	281,600	326,700	406,500
61	282,200	328,400	407,600
62	282,900	330,200	408,600
63	283,600	332,000	409,900
64	284,200	333,700	411,100
65	284,900	335,400	412,300
66	285,600	336,700	413,400
67	286,300	338,000	414,500
68	287,000	339,300	415,600
69	287,700	340,800	416,600
70	288,500	342,300	417,800
71	289,200	343,800	419,000
72	289,900	345,300	420,200
73	290,400	346,700	420,800
74	291,100	348,200	421,600
75	291,800	349,700	422,300
76	292,400	351,200	422,800
77	293,000	352,600	423,100
78	293,700	354,100	423,400
79	294,300	355,600	423,800
80	294,900	357,100	424,200
81	295,500	358,500	424,500
82	296,100	359,800	424,900
83	296,700	361,100	425,200
84	297,300	362,300	425,500
85	297,800	363,500	425,800
86	298,300	364,700	426,200
87	298,800	365,900	426,500
88	299,300	367,000	426,800
89	299,700	368,100	427,100
90	300,300	369,200	427,400
91	300,800	370,300	427,700
92	301,300	371,400	427,900
93	301,600	372,500	428,100
94	302,100	373,700	

95	302,600	374,800		
96	303,000	375,900		
97	303,400	376,900		
98	303,900	377,900		
99	304,400	378,800		
100	304,800	379,700		
101	305,200	380,500		
102	305,600	381,500		
103	306,000	382,400		
104	306,300	383,300		
105	306,500	384,100		
106	306,800	385,000		
107	307,100	385,900		
108	307,300	386,800		
109	307,500	387,600		
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126		400,700		
127		401,200		
128		401,800		
129		402,400		
130		403,000		
131		403,500		
132		404,000		
133		404,300		

	134		404,600		
	135		404,900		
	136		405,200		
	137		405,500		
	138		405,800		
	139		406,100		
	140		406,400		
	141		406,700		
	142		407,000		
	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
	150		409,100		
	151		409,400		
	152		409,600		
	153		409,800		
	154		410,100		
	155		410,400		
	156		410,600		
	157		410,800		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		229,700	276,000	330,000	411,900

備考

- この表は、小・中学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭および養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4(第3条関係)

幼児教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間		円	円	円	円	円
	1	199,600	246,200	284,700	302,400	335,000
	2	201,300	248,300	285,500	303,700	336,900

勤務職員以外の職員

3	203,000	250,300	286,300	305,000	338,700
4	204,700	252,300	287,100	306,200	340,500
5	206,300	254,300	287,800	307,400	342,200
6	207,900	255,900	288,800	309,000	343,900
7	209,500	257,500	289,700	310,600	345,500
8	211,100	258,800	290,600	312,200	347,200
9	212,700	260,300	291,500	313,800	348,800
10	214,500	261,500	292,400	315,500	350,500
11	216,300	262,600	293,300	317,000	352,100
12	217,400	263,700	294,200	318,500	353,700
13	218,500	264,800	295,000	319,700	355,200
14	219,700	265,900	296,000	321,100	356,900
15	220,900	267,000	297,200	322,500	358,500
16	222,000	268,100	298,300	323,900	360,100
17	223,100	269,200	299,500	325,300	361,700
18	224,100	270,100	300,600	326,800	363,500
19	225,100	271,000	301,700	328,200	365,000
20	226,100	271,800	302,800	329,600	366,600
21	227,100	272,400	303,900	331,000	368,000
22	228,500	273,100	305,000	332,600	369,600
23	229,800	273,900	306,100	334,200	371,200
24	231,100	274,600	307,100	335,700	372,700
25	232,400	275,600	308,100	337,200	374,600
26	233,700	276,500	309,100	338,800	376,500
27	235,000	277,400	310,100	340,400	378,400
28	236,200	278,300	311,100	341,900	380,200
29	237,400	279,300	312,100	343,400	381,700
30	238,400	280,200	313,100	344,900	383,500
31	239,400	281,100	314,100	346,400	385,200
32	240,400	282,000	315,100	347,900	386,800
33	241,400	282,900	316,100	349,400	388,500
34	242,400	283,700	317,200	351,000	389,900
35	243,300	284,600	318,300	352,600	391,300
36	244,200	285,500	319,400	354,100	392,700
37	245,100	286,500	320,500	355,300	394,100
38	246,000	287,500	321,600	356,800	395,300
39	246,900	288,500	322,700	358,300	396,500
40	247,700	289,400	323,800	359,800	397,500
41	248,500	290,300	324,800	361,200	398,600

42	249,100	291,300	325,900	362,700	399,800
43	249,700	292,300	327,000	364,200	400,900
44	250,300	293,200	328,000	365,700	402,000
45	250,800	294,100	329,000	367,100	402,700
46	251,300	295,100	329,900	368,500	403,400
47	251,800	296,100	330,800	369,900	404,100
48	252,300	297,000	331,700	371,300	404,800
49	252,800	297,900	332,600	372,300	405,400
50	253,400	298,800	333,300	373,400	406,000
51	253,900	299,700	333,900	374,300	406,500
52	254,400	300,600	334,500	375,400	406,900
53	254,800	301,400	335,100	376,100	407,300
54	255,300	302,300	335,800	376,700	407,500
55	255,800	303,200	336,400	377,400	407,800
56	256,300	304,000	337,000	378,200	408,100
57	256,800	304,900	337,600	379,000	408,400
58	257,200	305,900	338,100	379,700	408,700
59	257,600	306,900	338,600	380,500	409,000
60	258,000	307,800	339,100	381,200	409,300
61	258,400	308,700	339,500	382,000	409,500
62	258,800	309,700	339,700	382,700	409,800
63	259,200	310,600	340,200	383,400	410,100
64	259,600	311,500	340,700	384,000	410,400
65	260,000	312,400	341,000	384,300	410,600
66	260,400	313,300	341,400	384,900	410,900
67	260,800	314,200	341,900	385,500	411,200
68	261,200	315,000	342,300	386,200	411,500
69	261,600	315,700	342,700	386,600	411,700
70	262,000	316,600	343,200	387,300	412,000
71	262,400	317,400	343,600	387,900	412,300
72	262,800	318,200	344,100	388,500	412,500
73	263,200	319,000	344,300	388,900	412,700
74	263,600	319,500	344,800	389,400	413,000
75	264,000	320,000	345,300	390,000	413,300
76	264,400	320,500	345,700	390,500	413,500
77	264,800	321,000	346,000	390,900	413,700
78	265,200	321,600	346,400	391,400	
79	265,600	322,100	346,900	391,900	
80	265,900	322,600	347,300	392,400	

81	266,200	322,900	347,500	392,900	
82	266,600	323,200	347,800	393,300	
83	267,000	323,700	348,200	393,700	
84	267,300	324,000	348,600	394,100	
85	267,600	324,300	348,900	394,300	
86	268,000	324,600	349,200	394,500	
87	268,400	324,900	349,600	394,800	
88	268,700	325,200	350,000	395,100	
89	269,000	325,600	350,300	395,300	
90	269,400	326,000	350,700	395,600	
91	269,800	326,300	351,100	395,900	
92	270,100	326,500	351,300	396,100	
93	270,400	327,000	351,600	396,300	
94	270,800	327,400			
95	271,200	327,600			
96	271,500	328,000			
97	271,800	328,400			
98	272,200	328,800			
99	272,600	329,200			
100	272,900	329,500			
101	273,200	329,700			
102	273,600	330,000			
103	274,000	330,300			
104	274,300	330,600			
105	274,500	331,000			
106	274,700	331,200			
107	275,000	331,500			
108	275,300	331,900			
109	275,600	332,300			
110	275,900	332,600			
111	276,200	332,900			
112	276,400	333,200			
113	276,700	333,500			
114	277,000	333,900			
115	277,300	334,200			
116	277,700	334,400			
117	278,000	334,600			
118	278,300	334,900			
119	278,600	335,200			
120	279,000	335,500			

	121	279,200	335,700			
	122	279,400				
	123	279,800				
	124	280,100				
	125	280,300				
	126	280,600				
	127	281,000				
	128	281,400				
	129	281,600				
	130	282,000				
	131	282,400				
	132	282,700				
	133	282,900				
	134	283,200				
	135	283,600				
	136	283,900				
	137	284,100				
	138	284,400				
	139	284,700				
	140	285,000				
	141	285,200				
	142	285,400				
	143	285,600				
	144	285,900				
	145	286,300				
	146	286,500				
	147	286,800				
	148	287,100				
	149	287,400				
	150	287,600				
	151	287,900				
	152	288,100				
	153	288,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		205,800	245,600	260,100	293,600	320,600

備考 この表の適用を受ける職員は、次のとおりとする。

- (1) 保育園に勤務する園長、主任保育士、副主任保育士、主査、副主査および保育士

- (2) 幼稚園に勤務する園長、主任教諭、主査、副主査および教諭
- (3) 子ども未来部に勤務する課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、主務、副主査、副主務、主任主事、保育士および教諭。ただし、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、主務、副主査、副主務および主任主事は、幼児教育に従事する職員に限る。

第2条 彦根市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年彦根市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第8条第2項中「100分の170」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定および第3条の規定による改正後の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の彦根市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第3条の規定による改正前の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

規 則

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第62号

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則

彦根市事務分掌規則(平成9年彦根市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表文化財課の項の次に次のように加える。

農林水産課	地域農産品ブランド化推進室
-------	---------------

第5条第2項の表彦根城世界遺産登録推進室の項の次に次のように加える。

地域農産品ブランド化推進室	(1) 地域農産品のブランド化の推進に関すること。 (2) 室内の庶務に関すること。
---------------	---

付 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

彦根市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第63号

彦根市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

彦根市公園条例の一部を改正する条例(令和6年彦根市条例第45号)中別表第2テニスコート(1面につき)の項の改正規定および別表第3テニスコート(1面につき)の項の改正規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第64号

彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則(昭和47年彦根市規則第24号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号その2を次のように改める。

様式第2号その2(第5条の2関係)



付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市公共下水道使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第65号

彦根市公共下水道使用料条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市公共下水道使用料条例施行規則(平成3年彦根市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(漏水による汚水排水量の認定)

第5条の2 条例第5条の規定による排水量の算定に関し、使用者が、給水装置等の故障等による漏水を原因として汚水排水量(公共下水道に排除されない水量をいう。)の認定を受けようとするときは、市長が別に定めるところにより申請しなければならない。

付 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

訓 令

彦根市訓令第11号

彦根市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市事務処理規程の一部を改正する訓令

彦根市事務処理規程(平成29年彦根市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

課名	記号
危機管理課	危管
秘書課	秘
Jリーグ誘致推進室	J推
企画課	企
企画課女性活躍推進室	女活推
まちづくり推進課	ま推
彦根市市民交流センター	市交セ
情報政策課	情政
情報政策課DX推進室	DX
広報戦略課	広戦
人権政策課	人政
彦根市地域総合センター人権・福祉交流会館	人福会
スポーツ振興課	スポ
国スポ・障スポ総務課	国障ス総
国スポ・障スポ競技課	国障ス競
総務課	総
総務課コンプライアンス推進室	コ
鳥居本出張所	鳥出
河瀬出張所	河出
亀山出張所	亀出
高宮出張所	高出
公有財産管理課	公財
財政課	財
税務課	税

債権管理課	債管
契約監理室	契
臨時特別給付金室	臨給
稲枝支所	稲支
人事課	人
働き方・業務改革推進課	働
生活環境課	生
生活環境課公害試験室	公試
生活環境課ごみ減量・資源化推進室	減資
生活環境課彦根市消費生活センター	消セ
ライフサービス課	L S
保険年金課	保
清掃センター	清セ
社会福祉課	社福
高齢福祉推進課	高福
障害福祉課	障福
障害者福祉センター	障セ
健康推進課	健
子ども・若者課	子若
少年センター	小セ
東山児童館	東児
子育て支援課	子支
子育て支援課家庭児童相談室	家相
幼児課	幼児
東保育園	東保
西保育園	西保
ふたば保育園	ふ保
平田こども園	平こ
彦根市発達支援センター	発支
観光交流課	観
エンタテインメント課	E T
エンタテインメント課フィルムコミッション室	F C
エンタテインメント課ひこにゃんブランド推進室	ひこ
文化財課	文
文化財課歴史民俗資料室	文
文化財課彦根城世界遺産登録推進室	世
文化振興課	文振
高宮地域文化センター	高文
農林水産課	農水
農林水産課地域農産品ブランド化推進室	地ブ推
農村環境改善センター	農セ
地域経済振興課	経振
地域経済振興課営業戦略室	営戦
建設管理課	建管
建設管理課技術管理室	技管
道路河川課	道
道路河川課国・県事業対策室	国県

市街地整備課	市整
建築課	建築
都市計画課	都
都市計画課稲枝駅西側開発調整室	稲西開
建築指導課	建指
建築指導課景観まちなみ室	景ま
交通政策課	交政
住宅課	住宅
上下水道総務課	上下総
上下水道業務課	上下業
下水道建設課	下建
出納室	出

付 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

彦根市訓令第12号

彦根市職員任用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市職員任用規程の一部を改正する訓令

彦根市職員任用規程(昭和40年彦根市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第11条第8号を同条第10号とし、同条第7号を同条第9号とし、同条第6号中「職に採用する場合において」を「職で」に、「とき」を「職に採用する場合」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号の次に次の2号を加える。

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項または第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職に採用する場合

(7) 彦根市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年彦根市条例第28号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職に採用する場合

付 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

告 示

彦根市告示第230号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和6年12月20日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 移動理由
条例第10条に該当したため
- 2 移動区域
南彦根駅前自転車等放置禁止区域
- 3 移動日時
令和6年11月7日午後2時30分頃
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第231号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和6年12月20日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和6年11月1日午前10時頃
令和6年11月6日午前10時頃
令和6年11月6日午前11時頃
令和6年11月7日午後2時頃
令和6年11月7日午後2時30分頃
令和6年11月11日午前10時30分頃
令和6年11月12日午後4時頃
令和6年11月14日午前11時頃
令和6年11月14日午後1時30分頃
令和6年11月21日午後3時頃
令和6年11月22日午後2時頃
令和6年11月29日午後2時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)および彦根駅前第1自転車駐車場(彦根市古沢町141番地10)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
 - (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
 - (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 232 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 6 年 12 月市議会臨時会の議決を経た令和 6 年度(2024 年度)彦根市一般会計補正予算(第 8 号)、令和 6 年度(2024 年度)彦根市病院事業会計補正予算(第 2 号)、令和 6 年度(2024 年度)彦根市水道事業会計補正予算(第 2 号)および令和 6 年度(2024 年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第 2 号)の要領を次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 27 日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根市告示第 233 号

彦根市公共下水道使用料の汚水排水量認定に関する取扱要綱を次のように定める。

令和 6 年 12 月 27 日

彦根市長 和田裕行

彦根市公共下水道使用料の汚水排水量認定に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、彦根市公共下水道使用料条例施行規則(平成 3 年彦根市規則第 13 号)第 5 条の 2 の規定による漏水を原因とした汚水排水量の認定(以下「汚水排水量認定」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 汚水排水量認定は、水道の利用者もしくは管理人または給水装置等の所有者(以下「水道使用者等」という。)が善良な管理者の注意をもって管理していたにもかかわらず、水道使用者等の給水装置等において漏水が発生した場合で、漏水した水(水道水以外の水を含む。以下同じ。)が公共下水道に排除されないことが明らかであると市長が認めるときに限り行うものとする。

(汚水排水量の算定)

第 3 条 汚水排水量認定の対象とする汚水排水量の算定は、彦根市水道料金の水量認定に関する取扱要綱(平成 23 年彦根市水道事業告示第 20 号。以下「水量認定要綱」という。)第 5 条の規定を準用する。ただし、これにより難いときは、この限りでない。

(汚水排水量認定の対象)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、汚水排水量認定の対象としない。

- (1) 漏水した水が公共下水道に排除されたと認められるとき。
- (2) 水道使用者等の故意または過失による漏水であるとき。
- (3) 第三者の行為に起因する漏水であるとき。
- (4) 彦根市下水道条例(平成 2 年彦根市条例第 31 号)第 6 条の規定による排水設備等の計画の確認を受けていないとき。
- (5) 彦根市水道事業給水条例(平成 10 年彦根市条例第 5 号。以下「給水条例」という。)第 5 条第 1 項の規定による給水装置の新設等の申込みがなされていないとき。
- (6) 給水条例第 9 条第 1 項に規定する指定給水装置工事事業者が給水装置の修繕を行っていないとき。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- (7) その他水道使用者等が善良な管理者の注意義務を怠ったと認められるとき。

2 汚水排水量認定の対象とする期間は、水量認定要綱第8条の規定を準用する。

(認定の申請)

第5条 汚水排水量認定を受けようとする水道使用者等(以下「申請者」という。)は、当該認定に係る修繕が完了した日から3箇月以内に、汚水排水量認定申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請者が水量認定要綱第11条に規定する水道使用水量認定申請書を水道事業の管理者の権限を行う市長に提出したときは、汚水排水量認定申請書の提出があったものとみなす。

(認定の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、汚水排水量認定の可否を決定し、汚水排水量認定結果通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により汚水排水量認定の決定を受けたときは、当該決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、申請者が既に下水道使用料の減額を受けているときは、速やかに当該減額を受けた下水道使用料を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。

別 記

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

お客様番号

□□□ - □□□□□ - □□□

水栓所在地

使用者名

連絡先

_____ - _____

汚水排水量認定申請書

彦根市公共下水道使用料の汚水排水量認定に関する取扱要綱第5条の規定により、汚水排水量の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

使用水区分	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 上水道・井戸の併用 <input type="checkbox"/> 井戸(使用人数 人)
発見年月日	年 月 日
修繕完了年月日	年 月 日
下水道への流入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
証 明 欄	漏水修繕工事を完了したことを証明します。 年 月 日 名 称 代表者名
	<input type="checkbox"/> 彦根市指定給水装置工事事業者 <input type="checkbox"/> 指定外有資格業者他
修 繕 箇 所	【修繕箇所】 【具体的な原因および修繕内容】

【添付資料】

- 工事写真(修繕前後を撮影したもの)
- 口座振替払申出書および振込先口座の通帳の写しまたはキャッシュカードの写し(彦根市指定給水装置工事事業者以外が修繕した場合)
- 他市町における指定業者の証明書または給水装置工事主任技術者免状の写し等(工事写真が添付できない場合)
- 当該修繕工事の完了を証明する書類

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長 印

汚水排水量認定結果通知書

年 月 日付で申請のありました汚水排水量の認定について、彦根市公共下水道使用料の汚水排水量認定に関する取扱要綱第6条の規定により、下記のとおりとしましたので通知します。

記

使用者名		お客様番号	
水栓所在地	彦根市		

 認定します。

認定汚水排水量		m ³		
年 月 調定分	排水量	当 初	更正後	差 引
	下 水 道 使 用 料	m ³	m ³	m ³
		円 (内消費税 円)	円 (内消費税 円)	円 (内消費税 円)
(備 考)				

消費税の適用税率は %です。

適格請求書発行事業者

彦根市上下水道部 下水道事業

登録番号 T2-8000-2000-0582

 認定しません。

(理 由)

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、彦根市長に対して審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しを求める訴えは、1 の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌
日から起算して 6 箇月以内に彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根
市長となります。)、提起することができます。

なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、判決の日
の翌日から起算して 1 年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することが
できなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、1 の審査請求に対する判決を経た後でなければ
提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、判決を経ないでこの
処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行または手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要が
あるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

彦根市告示第 1 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として、
次の者を指定したので、同法第 85 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

事業所名	事業所 所在地	申請者名およ び代表者氏名	サービ ス 種 類	指定日	事業者番号	有効期限
ケアプラン センターは えみ	彦根市田附 町 1227 番 地	株式会社はえ み 代表取締役 嶋本 隆道	居宅介護 支援	令和 7 年 1 月 1 日	2570200861	令和 7 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで

彦根市告示第 2 号

屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり広告物等を
保管したので、彦根市屋外広告物条例(平成 27 年彦根市条例第 6 号)第 21 条第 1 項の規定により
告示する。

令和 7 年 1 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 保管広告物等の種類および数量
立看板 2 件
- 2 保管広告物等を除却した場所
彦根市大藪町
- 3 保管広告物等を除却した日
令和 6 年 12 月 25 日

- 4 保管広告物等の保管を始めた日
令和6年12月25日
- 5 保管広告物等の保管の場所
彦根市元町4番2号
- 6 その他
 - (1) 保管広告物等の詳細については、建築指導課景観まちなみ室に備付けの保管広告物等一覧簿により確認することができます。
 - (2) 保管広告物等の返還を受けようとするときは、当該保管広告物等の所有者等であることを証する書類を持参の上、建築指導課景観まちなみ室までお越しください。
- 7 問合せ先
彦根市都市政策部建築指導課景観まちなみ室
電話 0749-22-1411(代表) 内線 241
0749-30-6148(直通)

彦根市告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例(平成8年彦根市条例第2号)第16条第1項およびみずほ文化センターの設置および管理に関する条例(平成10年彦根市条例第46号)第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年1月6日

彦根市長 和田裕行

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称	所 在 地
ひこね市文化プラザ	彦根市野瀬町187番地4
みずほ文化センター	彦根市田原町11番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- (2) 代表者 代表取締役 橋本鉄司
- (3) 所在地 東京都千代田区神田小川町1丁目2番地

3 指定期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年12月18日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
近江八幡市島町1634番地 株式会社心瑛 代表取締役 奥井 美香	彦根市彦富町字上百田 603番34および609番1 彦根市彦富町字下百々田 672番1、672番2、672番 3、672番4、672番5、672 番6、672番7、672番8、 672番9、672番10、673 番1、674番1、675番1、	11,868.29 m ² 第1工区 (全体面積 17,961.07 m ²)	令和6.12.18	956-1 第1工 区

	676番1、677番1、678番1、679番1、680番1および681番1			
--	---------------------------------------	--	--	--

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年12月18日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市八坂町字三海1670番3、1671番の一部および1671番3の一部	443.91 m ²	令和6.12.18	1002

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第63号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会議員一般選挙において、当選人となった者の住所および氏名は、次のとおりである。

令和6年12月21日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野瀬毅

住所	氏名
彦根市鳥居本町962番地2	山口博志
彦根市原町800番地104	上藤茂喜
彦根市仏生寺町100番地4	立岩義弘
彦根市鳥居本町1533番地1	大久保昭一
彦根市佐和山町256番地	岸崎康之
彦根市鳥居本町1714番地	澤康次
彦根市宮田町998番地7	武田仁
彦根市下矢倉町24番地	金谷重治
彦根市鳥居本町1296番地3	小山良典

監査公表

監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等に係る監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定した。

令和6年12月19日

彦根市監査委員 若林忠彦

彦根市監査委員 林利幸

財政援助団体監査結果

- 1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度および項目	監査期日
観光交流課	ご当地キャラ博 i n 彦根 実行委員会	令和5年度 ご当地キャラ博 i n 彦根 事業補助金	令和6年8月28日

2 監査の方法

援助団体の実施事業は、補助金の交付目的に沿って適切かつ効果的に執行されているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

実施事業は、補助金の交付目的に沿って概ね適正に執行されているものの、出納その他の事務について、次の点について改善を要すると認められた。なお、軽易な改善事項については、記述を省略した。

○委託契約事務等の相手方に関して

ご当地キャラ博 i n 彦根実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、ご当地キャラ博 i n 彦根の実施に係る事務作業等を行わせるため株式会社アラカワと事務委託契約を締結しているが、双方の代表者は、同一人物であった。また、一般社団法人日本ご当地キャラクター協会(以下「協会」という。)の構成員である実行委員会から協会へブースレントンタル代等が支払われているが、協会の代表理事も、株式会社アラカワの代表者と同一人物であった。各支出内容や金額については、精緻に証拠書類等が整備され、適正に執行されていることを確認したが、特に同一人物による契約は、契約内容の透明性、取引の適正性等の観点から好ましくないといわざるを得ない。今後、事業を円滑に実施するに当たり透明性の高い委託の形式等を検討していただきたい。

○実績報告書における収支決算に関して

実行委員会の実績報告書中、収支決算書において、消耗品費の用紙購入に係る税込額を税抜額と誤って報告した結果、過大に補助金の交付を受けていた。影響額は、数百円と少額ではあるものの、経理執行の正確性や信憑性に疑義が生じるおそれもあるため、適正に対処するとともに今後特に留意していただきたい。

ご当地キャラ博 i n 彦根は、北海道から九州までのキャラクターおよびキャラクターファンが集結する唯一無二のものであり、本市で開催されているイベントの中でも本市への経済効果やPR効果が高いイベントの一つである。令和5年度のご当地キャラ博 i n 彦根は、プロシードアリーナHIKONEをメイン会場に開催され、100団体を超えるキャラクター参加の下、2日間で約75,000人の来場者があり、その経済効果は、3億5千万円を超えるものであったと推計されている。本市キャラクターの「ひこにゃん」をPRし、観光客誘致や地域振興につなげる上で貴重な機会となっており、今後も安定的な運営継続が望まれる。一方で、コンテンツ開始からは10年以上が経過し、目新しさがなくなる中、市財政面では非常に大きな財政援助となっている。今後は、経済効果を生むスキームの検討や更なる自主財源の確保に努め、可能な限り補助金に頼らず自走できる運営を目指して取り組んでいただきたい。

所管課においては、実績報告書における収支決算に関して、上述したとおり確認が不十分であったため、誤った額で補助金の額の確定を行い、支出を行っていた。額の確定時に誤りに気付いていれば是正可能であったことから、今後は、証拠書類や会計帳簿との整合を複数人で確認するなど検収の精度の向上を図るほか、契約等の透明性の確保にも指導的立場を発揮するなど補助金の適正な執行に留意していただきたい。

公の施設の指定管理団体監査結果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度および項目	監査期日
企画課 女性活躍推進室	ウィズで集う会	令和5年度 彦根市男女共同参画センター	令和6年8月28日

2 監査の方法

指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、条例および協定書等に沿って適正に行われているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、

帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

実施事業は、補助金の交付目的に沿って概ね適正に執行されており、出納その他の事務についても特に指摘すべき事項は認められなかった。なお、軽易な改善事項については、記述を省略した。

彦根市男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現のための施策の充実の一環として平成15年にオープンした施設で、現在は、「創意工夫に基づいた管理運営により質の高いサービスを利用者に提供するとともに、男女共同参画を推進するための活動拠点として、その役割を十分発揮できる施設運営を行う」との基本方針に基づき、指定管理者による管理運営により、男女共同参画に係る啓発事業の実施、情報の収集・提供、市民からの相談対応等が実施されている。

ウィズで集う会は、指定管理者制度による管理運営が始まった平成18年から彦根市男女共同参画センターの指定管理者として管理運営に携わっている実績を有する団体である。

当年度は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの指定期間の2期目で、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、利用人数等に適宜対応しての実施となった。事業としては、男女共同参画セミナーのほか幅広い年齢層に応じた多彩な内容の研修および講座の開催、「ウィズ相談室」における相談業務、図書、DVD等の資料の貸出、貸館業務が実施された。サービスの向上を図る取組としては、市民ニーズを把握するための一言メッセージ箱を設置する、誘客・リピーターの増加に資するよう珈琲マシンを設置により気軽に心地よく会話を楽しめる場を提供するなどが実施され、あわせて、コスト縮減を図るため、指定管理者の会員および職員による講座運営、QRコードによる申込方法の導入、メール等による受講案内等に取り組まれた。

彦根市男女共同参画センターの施設は、昭和56年建築で、軽運動室については、剥離した内装材にアスベストが含まれていることが判明したが、経費面から除去の目途が立たず、令和5年4月から使用を休止した。軽運動室は、稼働率が最も高い室であるが、当該室を利用した事業が開催できず、コロナ禍の令和4年度に比べ、利用者数および収入額が減少した。男女共同参画に関する課題は、地域・職場・教育の場や就労の場における男女共同参画、女性への暴力防止・多様な性への理解など山積している。市民、団体等が男女共同参画を学び、啓発・推進するための拠点となる重要な施設であることから、指定管理者においては、引き続き、市民、団体等の意見を聴きながら現状において最大の効果を発揮できるよう創意工夫に努めていただきたい。また、所管課においては、指定管理者と協議しながら、打開策を検討していただきたい。

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第13号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和6年12月27日

彦根市農業委員会

会長 田中金二

記

- 1 日時 令和7年1月10日(金) 午後1時から午後3時まで
- 2 場所 彦根市役所5階 第2・第3委員会室
- 3 議題
 - (1) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (4) 非農地判断の可否の決定について
 - (5) 彦根市農用地利用集積計画(案)について
 - (6) 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

消防本部訓令

彦根市消防本部訓令第1号

彦根市火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年1月6日

彦根市消防長 武山智昭

彦根市火災調査規程の一部を改正する訓令

彦根市火災調査規程(平成15年彦根市消防本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号の4中「第 号」を削る。

別記様式第2号の5および別記様式第3号中「印」を削る。

別記様式第3号の4中「第 号」を削る。

別記様式第3号の5中「印」を削る。

別記様式第8号および別記様式第8号の2を次のように改める。

様式第8号(第18条関係)

損害調査表

り災者区分		火元・類焼()		区分		占有・管理・所有	
り災建物所在地 またはり災場所							
焼損物件							
住所・職業・氏名 (り災者)							
住所・職業・氏名 (上記以外の関係者)							
建物・ 焼損 状況	構造	1 木造建築物 2 防火構造建築物 3 準耐火建築物(木造) 4 準耐火建築物(非木造) 5 耐火建築物 6 その他の建築物					
	階数	地上 地下	階 階	建築 面積	m ²	延べ 面積	m ²
	焼損程度	全焼・半焼・部分焼・ぼや			出火階 (火元のみ記載)		地上 階/地下 階
	焼損 床面積	m ²			焼損表面積		m ²
	階別焼損 床面積	階 m ²		階 m ²		階 m ²	
		階 m ²		階 m ²		階 m ²	
	り災 世帯数	世帯	り災人数	人	り災程度	全損・半損・小損	
延焼区画	1 防火区画 2 防火壁 3 共同住宅の特例区画 4 消防法施行令規則第13条の区画 5 界壁等						
建物 損害 額	焼き	千円		収 容 物 損 害 額	焼き	千円	
	消火	千円			消火	千円	
	爆発	千円			爆発	千円	
	計	千円			計	千円	
林野	千円		焼損面積		a		
車両	千円		焼損数				
船舶・航空機	千円		焼損数				
その他	千円		焼損物件				

爆発	千円	損害棟数	車両等数
		損害額合計	千円

様式第 8 号の 2(第 18 条関係)

損 害 調 査 総 括 表

(No.)

り災順位	火元	類焼()	類焼()	類焼()	類焼()	合計	
焼損棟数	全焼						
	半焼						
	部分焼						
	ぼや						
車両船舶等台数							
焼損床面積	m ²						
焼損表面積	m ²						
り災世帯数	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
り災人員	人	人	人	人	人	人	
り災程度	全損						
	半損						
	小損						
建物損害(千円)	焼き						
	消火						
	爆発						
	計						
収容物損害(千円)	焼き						
	消火						
	爆発						
	計						
林野	焼損面積	a		損害額(千円)			
車両船舶等(合計)	焼損数	台		損害額(千円)			
その他	焼損物件			損害額(千円)			
爆発	焼損物件			損害額(千円)			
						損害額合計(千円)	

別記様式第 10 号を次のように改める。

様式第10号(第18条関係)

負傷者調査表

住 所	
氏名・職業	
年齢・性別	職業 歳 男・女
区 分	消防吏員・消防団員・応急消火義務者・消防協力者・その他の者(自損含)
負傷程度	重症 中等症 軽症
避難方法	自力避難 (施設 器具 その他)・消防隊による救助
	避難の必要なし・その他()
受傷原因	火炎にあおられる、高温の物質に接触 ・ 煙を吸う ・ 飛散物、擦過放射熱 ・ 飛び降り ・ その他()
受傷時状況	消火中・避難中・就寝中・作業中・その他()
住 所	
氏名・職業	
年齢・性別	職業 歳 男・女
区 分	消防吏員・消防団員・応急消火義務者・消防協力者・その他の者(自損含)
負傷程度	重症 中等症 軽症
避難方法	自力避難 (施設 器具 その他)・消防隊による救助
	避難の必要なし・その他()
受傷原因	火炎にあおられる、高温の物質に接触 ・ 煙を吸う ・ 飛散物、擦過放射熱 ・ 飛び降り ・ その他()
受傷時状況	消火中・避難中・就寝中・作業中・その他()
住 所	
氏名・職業	
年齢・性別	職業 歳 男・女
区 分	消防吏員・消防団員・応急消火義務者・消防協力者・その他の者(自損含)
負傷程度	重症 中等症 軽症
避難方法	自力避難 (施設 器具 その他)・消防隊による救助
	避難の必要なし・その他()
受傷原因	火炎にあおられる、高温の物質に接触 ・ 煙を吸う ・ 飛散物、擦過放射熱 ・ 飛び降り ・ その他()
受傷時状況	消火中・避難中・就寝中・作業中・その他()
備 考	

別記様式第12号を次のように改める。

様式第 12 号(第 18 条関係)

火災番号	
------	--

火 災 原 因 判 定 書

表記の火災について、次のとおり判定した。

年 月 日

所 属 _____

階級・氏名 _____

出 火 場 所	市 郡 町
出 火 月 日	年 月 日

別記様式第 13 号、別記様式第 14 号および別記様式第 16 号中「㊟」を削る。

付 則

- この訓令は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- この訓令の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
